

「2割負担」拡大先送り

介護利用料、政府3度目

介護保険の利用料を2割負担する人の対象拡大について、政府は先送りを決めた。近く鈴木俊一財務相と武見敏三厚生労働相との大臣折衝で、「2027年度の前までに結論を得る」との方針を示す。昨年末から3度目の先送りとなる。

介護保険の負担の見直しでは、来年度から高所得の65歳以上の保険料を引き上げ、低所得者は下げる。ケアプラン（介護サービスの計画）の有料化や、軽度者（要介護1、2）の生活援助サービスなどの市町村事

業への移行は「27年度前までに結論を得る」とする。

来年度の診療報酬、介護報酬の同時改定の全容も判明した。診療報酬では、医療従事者らの人件費に回る「本体」部分を0・88%（国費800億円程度）引き上げ、うち0・61%分は賃上げ加算にあてる。

これによりて、医師らを除く看護職員や病院薬剤師、医療関係職種について、24年度に賃金体系を底上げするベースアップ（ペア）2・5%、25年度に同過程で検討する。

2%を実施する。さらに40歳未満の勤務医・勤務歯科医・薬局薬剤師や事務職員などの賃上げも措置する。

介護報酬に関しては、全体で1・59%（国費432億円）引き上げるうちの0・98%を介護職員の待遇改善にあてる。このほか光熱水費の基準費用額の増額効果などもあわせて、介護現場で働く人は24年度に2・5%、25年度に2%のペアアップになる。3年目の対応は処遇改善の実施状況などを踏まえ、26年度予算編成過程で検討する。